

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成17年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成16年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金等の贈与 住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人であつて農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の税率等（平成16年分）

(1) 暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額について、下の表により贈与税額を計算。

基礎控除後の 課 税 価 格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控 除 額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	225万円

(2) 相続時精算課税

特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税の特別控除額を控除した金額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算。

4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (3) 相 続 時 精 算 課 税
に 係 る 特 別 控 除 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額）と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか少ない金額が控除される。
- (4) 相続時精算課税に係る
住 宅 資 金 特 別 控 除 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その特定贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅資金特別控除額（限度額1,000万円）（前年までに住宅資金特別控除額を使用した場合には、1,000万円から既に使用した額を控除した金額）と贈与を受けた住宅取得等資金の金額とのいずれか低い金額が控除される。

6-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	暦年課税分		相続時精算課税分		合 計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
取得財産価額（本年分）	人 2,218	千円 8,695,411	人 951	千円 13,710,746	実 人 3,148	千円 22,406,157
配偶者控除額	128	1,576,160	—	—	128	1,576,160
基礎控除額又は特別控除額	2,218	2,439,800	948	12,066,223	3,166	14,506,023
基礎控除後又は特別控除後の課税価格	2,105	4,787,724	102	1,669,779	実 2,201	6,457,503
贈与税額	2,075	936,823	101	333,795	実 2,170	1,270,618
外国税額控除	—	—	—	—	実 —	—
外国税額控除後の額	2,075	936,823	101	333,795	実 2,170	1,270,618
納税猶予額	—	—	—	—	実 1	5,211
納付税額	—	—	—	—	実 2,169	1,265,407
災害減免法による免除税額	—	—	—	—	—	—
住宅取得資金の贈与額	39	232,104	61	959,629	100	1,191,733

調査対象等：平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分 年 分	取得財産価額		納付税額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
平成12年分	人 2,609	千円 10,718,408	人 2,452	人 2,304,877
13	2,531	9,990,648	2,377	1,061,881
14	2,479	9,230,174	2,317	992,482
15	2,947	19,606,377	2,153	1,098,299
16	3,148	22,406,157	2,169	1,265,407

（注）調査対象等は、「(1)課税状況」と同じである。

贈 与 税

(3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	人	千円	人	千円
	修正申告による増差額	3,147	22,406,957	2,164	1,265,147
	更正による増差額	17	20,905	17	4,160
	更正等による減差額	—	—	—	—
	決定額	4	△ 21,705	4	△ 3,900
	計	—	—	—	—
過 年 分	申 告 額	実 3,148	22,406,157	実 2,169	1,265,407
	修正申告による増差額	110	515,913	104	79,553
	更正による増差額	66	142,700	58	16,186
	更正等による減差額	8	9,469	9	2,809
	決定額	26	△ 99,834	31	△ 41,669
	計	22	125,531	22	28,241
合 計	申 告 額	実 179	693,779	実 165	85,120
	修正申告による増差額	3,257	22,922,870	2,268	1,344,700
	更正による増差額	83	163,605	75	20,346
	更正等による減差額	8	9,469	9	2,809
	決定額	30	△ 121,539	35	△ 45,569
	計	22	125,531	22	28,241
計		実 3,327	23,099,936	実 2,334	1,350,527

調査対象等：「本年分」は平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。
「過年分」は平成15年以前に贈与を受けた者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。
(注)「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人	千円	人	千円	人	千円
	4	42	51	5,212	—	—
過 年 分	27	1,128	172	10,313	—	—
合 計	31	1,170	223	15,525	—	—

(注) 調査対象等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況（人員）

署 名	人 員 (取得財産価額)
那 覇	人
平 良	1,067
石 垣	118
北 那	83
名 護	628
沖 縄	181
	1,071
計	3,148

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

6-2 贈与財産価額階級別

人員、財産価額、税額

区 分 階級別	暦年課税分			相続時精算課税分			合 計		
	人 員	取得財 産価額	差引税額	人 員	取得財 産価額	差引税額	人 員	取得財 産価額	納付税額
150万円以下	人 612	千円 767.640	千円 9,614	人 15	千円 18,267	千円 —	人 622	千円 779.933	千円 9,544
150万円超	267	477.004	18.161	35	62.027	—	301	537.154	18.084
200万円超	733	2,080.162	130,355	102	313,595	—	828	2,374.654	129,390
400万円超	360	1,871,597	185,219	135	755.623	—	489	2,594,151	184,890
700万円超	105	875,871	133,448	151	1,317,546	1,478	260	2,231,616	133,616
1,000万円超	99	1,389,798	142,069	300	4,458,827	13,592	399	5,847,002	151,101
2,000万円超	27	629,973	74,726	142	3,418,571	12,013	169	4,053,985	86,739
3,000万円超	7	271,720	96,319	55	1,956,512	100,315	57	2,049,791	154,995
5,000万円超	4	309,223	143,410	16	1,433,001	206,599	22	1,938,671	396,789
合 計	2,214	8,672,987	933,321	951	13,733,970	333,997	3,147	22,406,957	1,265,147

調査対象等：平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

6 - 3 贈 与 財 産 種 類 別

受贈人員、財産価額

財 産 等 の 種 類		暦 年 課 税 分		相続時精算課税分		合 計	
		人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む）	人 5	千円 6,847	人 7	千円 24,927	人 12	千円 31,774
	畑（耕作権及び永小作権を含む）	135	319,830	147	1,078,395	280	1,398,225
	宅 地 （ 借 地 権 を 含 む ）	961	3,860,996	476	6,257,983	1,427	10,118,979
	山 林	35	126,816	7	104,361	42	231,177
	そ の 他 の 土 地	503	1,981,445	211	2,560,455	713	4,541,900
	計	実 1,554	6,295,934	実 732	10,026,121	実 2,272	16,322,055
家 屋 、 構 築 物		264	773,074	141	690,920	404	1,463,994
事 業 用 財 産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	0	0	0	0	0	0
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	0	0	0	0	0	0
	売 掛 金	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 財 産	2	2,400	0	0	2	2,400
	計	実 2	2,400	実 0	0	実 2	2,400
有 価 証 券	株 式 及 び 出 資	9	21,133	2	28,613	11	49,747
	公 債 及 び 社 債	3	4,500	1	8,600	4	13,100
	投資・貸付信託受益証券	0	0	0	0	0	0
	計	実 136	432,732	実 19	302,352	実 155	735,084
現 金 、 預 貯 金 等		385	1,068,352	176	2,553,498	559	3,621,851
家 庭 用 財 産		0	0	0	0	0	0
そ の 他	生 命 保 険 金	5	16,306	0	0	5	16,306
	立 木	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	37	84,188	10	161,078	47	245,266
	計	実 42	100,494	実 10	161,078	実 52	261,572
合 計		実 2,214	8,672,987	実 951	13,733,970	実 3,147	22,406,956

調査対象等：平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。